

《ゼビオパートナーナビ「パートナー施設」規約》

第1条(取扱店)本規約を承認のうえ、ゼビオ株式会社及びゼビオカード株式会社(以下当社と称します)への割引優待サービスの提供を申し込み、当社が認めた店舗・施設をパートナー施設とします。

第2条(割引優待サービス実施内容)パートナー施設は、ゼビオカード株式会社の発行するゼビオカード(一般黒)、ゼビオカード(一般ピンク)、ゼビオカード(ゴールド)、nextカード、ヴィクトリアカード会員及び、ゼビオ株式会社の発行する、学生向けプレイヤーズIDカード会員(以下、会員と称します。)が会員カードの提示により優待サービスの提供を求めた場合、本規約及び本申込書の定める条件にて優待サービスの提供を行うものとします。

第3条(優待サービス拒絶の禁止)

取扱店は会員が第2条による割引優待サービスの申し出を行った場合、正当な理由なく優待サービスの提供を拒絶できないものとします。

第4条(パートナー施設登録標識(ステッカー)の掲示)パートナー施設は、取扱店舗・施設の見やすい所に所定の取扱店標識を掲示するものとします。

第5条(広告・宣伝)当社は本申込書に定める割引優待サービスの内容をゼビオグループ店頭及び、当社が会員宛に送付する会員誌に適宜掲載するものとします。

第6条(申込内容の追加・変更)パートナー施設は本申込書の内容に追加・変更を加える場合は、当社の定める書面により当社に対して6ヶ月以上前までに通知するものとし、当社はその適格性について取扱店と協議の上、内容の追加・変更を行うものとします。

第7条(解約)パートナー施設がこの取扱いを解約しようとする場合は、当社の定める書面により当社に対し3ヶ月以上前までに通知するものとします。

第8条(取扱いの解除)パートナー施設が下記(イ)(ロ)の事項に該当する場合は、当社はいつでもこの取扱いを解除し直ちにその旨を取扱店に対し書面にて通知するものとします。

(イ) 本規約に違反した場合

(ロ) その他当社が取扱店として不適当と認めた場合

第9条(本規約に明記のない事項)本規約に明記のない事項については、当社とパートナー施設との協議に拠るものとします。